

訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に介護を社会全体で支えることを目的として平成12年（2000年）に創設された。

4半世紀が経過する中、高齢化率はますます上昇し、要介護者は増加傾向にあり、かつ医療・介護へのニーズは多様化している。

こうした状況の中、高齢者が要介護等の状態になっても住み慣れた家で暮らし、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。住み慣れた家（地域）で暮らすためには、在宅ケアを担う訪問介護サービスが重要な役割を担っているが、令和6年（2024年）4月1日から訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられた。厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる都市部の事業所の利益率が高いことによるものである。サービス対象者が点在している中山間地域においては、移動時間を多く要しており、現在の赤字収支がさらに悪化し、訪問介護サービスの維持・継続が困難となり、ひいては、サービスを受けられない「介護難民」が生じることが予想される。

については、住み慣れた家（地域）で暮らすために、そして全国どこでも同じ介護サービスが受けられるよう、移動距離（時間）を勘案した訪問介護サービスの基本報酬の引き上げを強く求める。また、同じ市町村内で事業所の位置が異なることにより、訪問介護の特別地域加算の対象及び事業要件が違うことは、サービスの対象者が点在している中山間地域の実情に即していない。中山間地域の実情に合わせた見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月27日

島根県雲南市議会